

○宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、地球温暖化防止及び再生可能エネルギーの利用促進を目的として、市内に住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備を同時に設置する者に対し、予算の範囲内において宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築物の総床面積の2分の1以上が居住の用に供されている家屋であって、市内に個人が所有し、かつ居住する一戸建ての住宅をいう。
- (2) 対象設備 第3条に規定する住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備をいう。

(補助対象設備)

第3条 対象設備は、次の各号に定める要件を全て満たし、住宅用として販売されているものとする。

- (1) 太陽光発電設備
 - ア 太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する装置及び電力変換装置等で構成されているもの
 - イ 公称最大出力が2kW以上10kW未満であるもの
 - ウ 未使用品であるもの
- (2) 蓄電設備
 - ア 前号の太陽光発電設備と接続され、当該設備が発電した電気を充放電する蓄電池部及び電力変換装置等で構成されているもの
 - イ 蓄電容量が1kWh以上であるもの
 - ウ 据置型であるもの
 - エ 未使用品であるもの
- (3) 対象設備を設置した住宅を第6条に規定する申請者が他の者と共有しているときは、その共有者の承諾を得ていなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に自らが所有し、かつ居住する住宅に対象設備を同時に設置した者（新築時の設置を含む）、又は市内に、対象設備を設置した新築住宅を自らが居住する目的で取得した者
- (2) 対象設備による発電に関する電力供給契約を電力会社と締結した者（ただし、発電した電気を全量売電するものは対象としない。）
- (3) 当該住宅において、この要項に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税を滞納していない者

- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第 5 条 補助金の対象となる経費は、対象設備の購入及びその設置工事に要した経費とし、補助金の額は別表 1 に定める額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、それぞれ、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、電力受給開始日から 6 か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (2) 領収書又は割賦販売契約書等の写し（対象経費の内訳がわかるもの）
- (3) 仕様書等、対象設備の製造メーカー、型式、規格、公称最大出力量、蓄電容量がわかる書類
- (4) 回路図等、太陽光発電設備と蓄電設備との接続状況がわかる図
- (5) 太陽光パネルの配置図
- (6) 太陽光発電設備及び蓄電設備の保証書の写し
- (7) 各対象設備の設置場所及び設置状況がわかる写真
- (8) 電力会社が発行する、再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ等の写し
- (9) 申請者の住民票の写し（発行日から 3 か月以内のもの）
- (10) 建物の登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）又は固定資産税納税通知書（共有名義の場合を除く）等
- (11) 市税の納税証明書等、申請者が市税を滞納していないことを証する書類
- (12) 住宅が申請者と他の者との共有名義であるときは、共有者全員の承諾書
- (13) その他、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書を提出できる期間は、市長が別に定める。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定により不交付を決定したときは、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定兼確定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該通知を受けた日から30日以内に、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要項の規定に違反したとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金取消通知書(別記様式第5号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金返還命令書(別記様式第6号)により、期限を定めてその補助金の返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第12条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、対象設備の設置並びに管理の状況及び対象設備が設置された住宅の状況について調査し、必要な指導をすることができる。

(管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって維持管理し、対象設備を設置した住宅における電力使用に充てなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間内に廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金に係る財産処分承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象設備に係るアンケートへの回答
- (2) 対象設備の使用状況に係るデータの提供等、市長が必要と認める事項

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現に改正前の宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項の規定により、補助金等の交付を受けているものは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この要項の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再生可能エネルギー発電に関する電力受給（以下「電力受給」という。）を開始したものについて適用し、施行日前に電力受給を開始しているものについては、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

対象設備	補助金の額
1 太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値に1kWあたり10,000円を乗じて得た額とし、上限を40,000円とする。 ただし、第5条第1項の補助対象経費の2分1以内の額とする。
2 蓄電設備	蓄電設備の蓄電容量に1kWhあたり20,000円を乗じて得た額とし、上限を120,000円とする。 ただし、第5条第1項の補助対象経費の2分の1以内の額とする。